

名古屋市告示第 551号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年11月15日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

白鳥公園駐車場

2 変更内容

(1) 令和 6年11月16日、同月22日から同月24日まで及び同月29日から同年12月 1日までの供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで

(2) 令和 6年11月17日の供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 8時30分から 午後 7時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時15分から 午後 8時まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課